

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、竹富町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、竹富町議会議員（以下「議員」という。）が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第3条 政務活動費の交付対象は、議員の職にある者とする。

（政務活動費の額）

第4条 政務活動費の額は、月の初日に在職する議員について月額30,000円とする。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

（議員の通知）

第5条 議長は、政務活動費の交付を受ける議員について、別に定める様式により毎年度4月10日までに町長に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに町長に通知しなければならない。

（政務活動費の交付申請）

第6条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、別に定める様式により毎年度4月10日までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 年度の途中から政務活動費の交付を受けようとする議員は、別に定める様式により交付を受けようとする月の10日までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

3 議員は、前2項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、別に定める様式に

より政務活動費変更交付申請書を町長に提出しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合、政務活動費の交付又は変更の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、次の各号に掲げる日までに、別に定める様式により、各期の属する月数分の政務活動費を町長に請求しなければならない。ただし、県外視察等により調査研究に要する費用が前期分の金額を超えることが明らかである場合は、当該使途理由を付して後期に属する月数分の政務活動費の全部又は一部を前期分と併せて請求することができる。また、当該各号に定める日が休日に当たるときは、その翌日までに請求書の提出を行わなければならない。

(1) 前期(4・5・6・7・8・9月分) 4月20日までに

(2) 後期(10・11・12・1・2・3月分) 10月20日までに

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 第1項各号に規定する各期の途中において、一般選挙等により当選した議員は、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を、当該任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)20日までに請求書を町長に提出しなければならない。ただし、次期以降の請求については、第1項の規定を準用する。

4 議員は、第1項各号に規定する各期の途中において、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書)

第9条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、政務活動費に係る収支報告について(別記様式)により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった

場合には、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて議員でなくなった日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が別記様式により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第11条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。なお、議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しない場合、町長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を議員に命じなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第12条 第9条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、竹富町情報公開条例（平成17年竹富町条例第10号）第7条の非公開情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

経費	内容	主な例
調 査 研 究 費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
広 報 ・ 広 聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等
要 請 陳 情 等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設	事務所の賃借料、管理運営

	置及び管理に要する経費	費等
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等

別記様式（第9条関係）

年 月 日

竹富町議会議長 殿

氏 名

政務活動費に係る収支報告について

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、別紙
のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

氏 名

1 収 入 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報・広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳内容を記載する。

3 残 額 _____ 円